

発症等からの経過に応じた疾患別リハビリテーション料の点数について ～脳血管リハビリテーション料（I）の場合～

		発症等 ～180日	181日以降
標準的算定日数の上限	除外	245点	245点 (月13単位まで)
	移行可能		
対象	要介護被保険者・要支援被保険者 <u>以外</u>	245点 (月13単位まで)	147点 (月13単位まで)
	要介護被保険者・要支援被保険者		

- 以下で、治療継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される場合
 - ・失語症、失認及び失行症の患者
 - ・高次脳機能障害の患者
 - ・回復期リハ病棟入院料を算定する患者
 - ・その他疾患別リハビリテーションの対象患者で、リハビリの継続が必要と医学的に認められる場合 等
- 以下で、治療上有効と医学的に判断される場合
 - ・先天性又は進行性の神経・筋疾患の場合
 - ・障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者の場合(加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病以外)

標準的算定日数を超えた場合の点数